

3年間総額上限：30万円

地域の困りごと解決応援助成

地域の困りごとを解決するための取り組み^(※)について、3年間の継続的な資金応援をします。

※ 一人ひとりの生活上の困りごとを解消するために、地域住民の力で行う取り組み

助成金額上限 **30万円** (3年間の総額、10団体程度助成)
※各年度の助成金配分額は団体の希望に対応(ただし、各年度に配分額があること)

助成対象期間 令和6年4月～令和9年3月まで

申請受付期間 令和5年12月11日(日)～令和6年1月19日(金)
(持参の場合、土日祝・年末年始除く各日9～17時まで)

必着
持参または郵送

対象活動 下記の要件をいずれも満たす活動

- 1 新規または既存事業を拡充・継続して取り組む活動
- 2 地域住民の福祉ニーズに対応する活動
- 3 申請団体構成員以外の地域住民や団体等が参加できる活動
- 4 公的制度のもとで展開される活動または行政、他団体・機関等からの委託、補助、助成等を受けていない活動
- 5 営利活動、宗教活動、政治または選挙活動を目的としない活動
- 6 1年次から3年次にかけて発展性のある活動
- 7 名古屋市内を中心に実施する活動

対象団体 下記の要件をいずれも満たす団体

- ・名古屋市内に活動拠点を有し、かつ、名古屋市内を中心に活動している団体
- ※ 団体の代表者は、申請時点で18歳以上であることが必要
- ※ 複数の団体による共同申請も可

対象経費

- 謝金・交通費・会場使用料・消耗品費・物品購入費・印刷費・通信運搬費・広告宣伝費・保険料 など
- ※ 詳細は、次ページをご覧ください。

申請書及び申請にかかる説明

裏面問い合わせ先あてに問い合わせ、または名古屋市社会福祉協議会公式サイトでダウンロードのうえ入手。必ず「申請書等の記入説明」をご確認のうえ、申請してください。

名古屋市社協

(<https://www.nagoya-shakyo.jp/>)

審査

審査方法：**面接審査** 審査日：**令和6年2月20日(四) 午後** 会場：名古屋市総合社会福祉会館
※ 審査員から申請団体に対する質疑応答。1団体15分程度予定。

募集の流れ

- 令和6年1月19日(金) ……申請受付締切(必着)
- 1月下旬頃 ……審査時間等詳細を文書でお知らせ
- 2月20日(火) 午後 ……面接審査
- 3月1日(金)までに ……全申請団体あてに選考結果を文書でお知らせ
- 3月8日(金) 14時～ ……**助成決定団体説明会** ※ **出席必須**
- ～3月中旬 ……助成金振込口座等報告
- 4月上旬 ……1年次の助成金振込予定



- 3月8日(金)に、本事業に必要な事項等をお伝えする**助成決定団体説明会**に参加していただきます**(参加必須)**。
- 助成金交付は、振込で行います。交付には助成申請団体名入りの名義の口座が必要となります。口座をお持ちでない団体は、令和6年3月中旬までに開設が必要です。
- 年次終了後、4月末日までに前年次の報告書(所定様式)をご提出いただきます。報告書には、助成事業に要した経費全てに関する領収書等証拠書類の写しが必要です。
- 6月頃に、前年次の**事業成果報告会**に参加していただきます**(参加必須)**。
- 11月頃に、進捗状況を書面でご報告いただきます。
- 助成期間中、随時「活動継続応援事業」として本会が委託している団体に活動上の悩みなどを無料で個別相談していただけます。また、助成団体同士の交流会や事業実施に関する勉強会等にもご参加いただけます。
- その他詳細については、助成決定団体説明会でご説明いたします。

問い合わせ・申請先

名古屋市社会福祉協議会
地域福祉推進部 (担当：野川・井本)

電話 **052-911-3180**

FAX **052-917-0702**

Eメール y.imoto@nagoya-shakyo.or.jp (井本)

〒462-8558 名古屋市北区清水4-17-1
名古屋市総合社会福祉会館5階
(北区総合庁舎内)

アクセス 地下鉄名城線「黒川」駅1番出口より南へ約300メートル

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

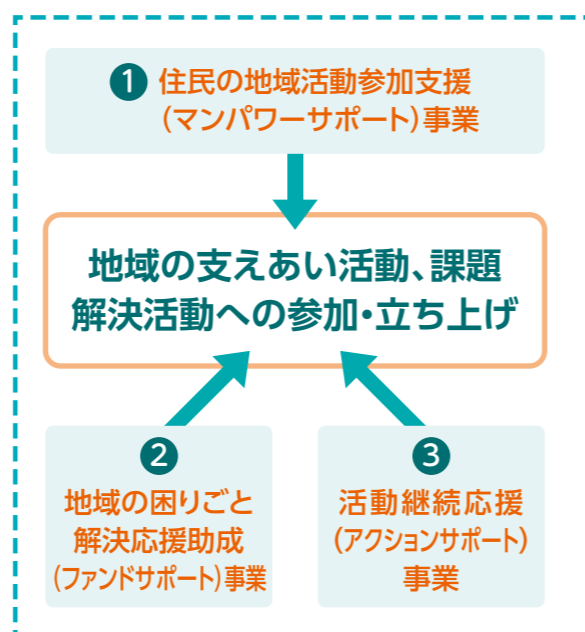


この事業の仕組みについて

地域の支え手応援事業とは

「地域の支え手応援事業」は、地域の支えあい活動、課題解決活動への参加、立ち上げや継続を応援する事業で、下記の3事業で構成されています。

- ① **住民の地域活動参加支援事業**
地域の活動に参加することを支援する事業
- ② **地域の困りごと解決応援助成**
活動に必要な経費を3年間助成する事業
- ③ **活動継続応援事業**
安定して活動を行うことができるように相談や交流会等を行う事業



上記3事業を通して、名古屋市内で、制度対象外のニーズや将来に向けて今取り組むべき課題への対応、新たな社会資源の創出、ニーズに即した分野を超えた取り組みが広がることを期待しています。

助成申請の詳細について

「地域の困りごと解決活動」の具体例

- 地域住民の困りごとを住民同士で助けあい、支えあう活動
(具体的な「困りごと」例) 電球の取り替え、家具の組み立て、買い物、ゴミ出しなど生活上の困りごと
- 地域住民や地域団体同士のネットワークを通して地域の困りごと解決の仕組みをつくる活動
- ふれあい・いきいきサロンを拠点とした、地域での見守り体制をつくる活動
- 地域住民向けに講座を開催し、修了生とともに地域の見守りなどを行う活動
- 情報が届きにくい人への支援、オンライン訪問などの活動
- コロナ禍において拡大した偏見・不安を解消するための取り組み
- 新しい生活様式を踏まえたつながりづくりのプログラム作成
- 外国籍の方が多く住む地域で、防災など共通の課題を一緒に取り組む活動
- LGBTQについての理解を深めるための取り組み

- ※ 活動の主な対象 (例) … (広く)地域住民・高齢者・子ども・高齢者と子ども
- ※ 実施(展開)地域 (例) … 集合住宅の棟・町内・学区・中学校区・区・市



評価ポイント

- 新規事業・拡充事業、または既に行っている事業についても対象としますが、新規・拡充事業をより高く評価します。
- 3年間の取り組みによる成果が分かる事業が対象になります。
- 本事業との適合性(事業趣旨・事業内容の有効性)、実現性、的確性(事業計画・収支予算が適正)、広がりなどを評価します。

対象経費詳細

謝金・交通費・会場使用料・消耗品費・物品購入費・印刷費・通信運搬費・広告宣伝費・保険料 など

- ※ 団体有給スタッフへの謝金・賃金は対象外。申請団体所属の有給スタッフに支払われる謝金は、賃金とみなされ対象外。
- ※ 単価5万円を超える備品購入費・団体構成員への賃借料・飲食にかかる経費・団体運営にかかる恒常的経費は対象外。
- ※ 会場使用料：広く一般に貸出されている会場以外を使用する場合は、使用料の根拠となる資料の提出が必要。

申請について

- 所定の書類に必要事項を記入し、**団体の会則(規約・定款等)**を添付のうえ、**令和5年12月11日(月)～令和6年1月19日(金)**にご提出ください。直接ご持参の場合は、**土日祝・年末年始除く各日9～17時**にお越しください。
- 申請は1団体1事業までとします(すでに本助成を受けている場合、別の事業なら可)。
- 事業費の一部を助成するため、**申請金額を事業費の総額とすることはできません。**
- 各年度の助成金配分額は団体の希望に対応しますが、1万円単位の配分にしてください。なお、0円配分の年次があることは認められません。
- 申請書の様式変更や拡大、書類の添付はできません。各様式**ページ内**に収めてください。
- 申請に関する書式等は、すべて電子データで提供することが可能です。データ送付希望の場合は、**名古屋市社会福祉協議会ホームページ** (<https://www.nagoya-shakyo.jp/>) 「新着情報」からダウンロードいただくか問い合わせ先のEメールアドレスまでご連絡ください。
- 申請書の書き方については、本会ホームページ「新着情報」にある「**申請書等の記入説明**」をご覧ください。
- ご提出いただいた申請書等は返却できません。なお、申請内容について問い合わせをする場合がありますので、**申請書等の写しを必ず保存しておいてください。**
- 申請団体の活動状況等については、事前に市内各区社会福祉協議会に照会させていただきます。
- 申請書にご記入いただいた個人情報は、本事業のみに使用させていただきます。

個別相談について

- 申請にあたり、対象活動に該当するか、事業計画の立て方などの個別相談に対応させていただきます。ご希望の方は、**1月19日(金)まで**(土日祝・年末年始除く)の各日9～17時にお受けします。担当者が不在の場合がありますので、来所の場合は、事前にご予約をお願いします。電話での相談も可能です。

